

鹿児島都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針  
(第1回変更) (案)

鹿児島県

## 《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針	
1) 区域区分の決定の有無	4
2) 区域区分の方針	5
①おおむねの人口	5
②産業の規模	5
③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	6
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
①主要用途の配置の方針	6
②市街地における建築物の密度の構成に関する方針	8
③市街地における住宅建設の方針	8
④市街地において特に配慮すべき問題等を有する 市街地の土地利用の方針	10
⑤市街化調整区域の土地利用の方針	13
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
①交通施設の都市計画の決定の方針	13
②下水道及び河川の都市計画の決定の方針	18
③その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
①主要な市街地開発事業の決定の方針	20
②市街地整備の目標	21
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	22
①基本方針	22
②主要な緑地の配置の方針	23
③実現のための具体の都市計画制度の方針	24
④主要な緑地の確保目標	24